

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月28日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第162号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法第20条第4項」を「障害者自立支援法第54条第2項」に、「指定育成医療機関」を「指定自立支援医療機関」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第3条第1項本文」を「第3条第1項」に改め、「の各号」を削る。

第3条（見出しを含む。）、第3条の2（見出しを含む。）、第3条の3の見出し及び同条第1項中「第3条第1項第3号」を「第3条第2項第3号」に改める。

第3号様式注及び備考以外の部分中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)